奈良県告示第四百七十号

次に掲げる印は、平成二十年三月三十一日限り廃止する。

一　昭和四十五年三月奈良県告示第五百八十八号で告示した企画部長印

二　昭和四十六年三月奈良県告示第五百六十九号で告示した奈良県大和川水系ダム建設事務所において使用する知事印

三　昭和四十六年三月奈良県告示第五百七十号で告示した奈良県大和川水系ダム建設事務所印及び奈良県大和川水系ダム建設事務所長印

四　平成七年三月奈良県告示第五百九十四号で告示した生活環境部長印

五　平成十六年三月奈良県告示第六百五十三号で告示した観光交流局長印

六　平成十六年三月奈良県告示第六百五十九号で告示したＪＲ連続立体・幹線道路建設事務所において使用する知事印

七　平成十七年三月奈良県告示第六百三十号で告示した総合防災監印

八　平成十九年三月奈良県告示第五百八十号で告示した総務事務改革室長印及び農地保全対策室長印

九　平成十九年三月奈良県告示第五百八十一号で告示した市町村課長印、総合政策課長印、政策評価室長印、学研・大学連携室長印、交流政策課長印、滞在戦略室長印、観光課長印、文化国際課長印、医務課長印、医大・病院課長印、生活衛生課長印、県民生活課長印、風致保全課長印、金融・商業振興課長印、農政課長印、監理課長印、幹線道路対策室長印、道路維持課長印、都市計画課長印及び公園緑地室長印

平成二十年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾